

鯖江

市民活動交流センター

入居団体を募集します

募集期間

令和8年1月13日（火）

～令和8年2月13日（金）

※入居団体の募集とは、市民活動団体に事務所等として占有スペースを貸し出しする制度です。

◆応募資格◆

不特定多数の公益増進を目的に、自主的に継続した地域社会に役立つ市民活動を実施する、もしくは実施しようとする非営利の民間団体で次の要件を満たす団体

- ・市内を活動の拠点とし、これまでに継続した市民活動実績のある団体、または実施しようとする団体であること
 - ・政治活動および宗教活動、公序良俗に反する活動を行う団体でないこと
 - ・営利を目的とした団体でないこと
 - ・市民活動の推進とセンターの施設運営に、他の団体コーナー使用者と協調して取り組む団体であること
 - ・定期的に会議等で団体コーナーを使用する団体で、荷物置き場的な使い方をしないこと

◆募 集 期 間◆ 令和8年1月13日(火)～2月13日(金)

◆使用許可期間◆ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 団体コーナーの入居団体公募は2年に一度行います。

※ 使用許可申請は毎年度の提出が必要です。

◆ 使 用 料 ◆

団体コーナーは、パーテーションで仕切られた貸室です。（下記図参照）

コーナーNo.	面積	年間使用料
No. 1 ~No. 5	20 m ²	45,000 円
No. 6	19 m ²	43,000 円
No. 7	67 m ²	151 ,000 円

※使用料は目安になります。(4月上旬確定予定)

◆ 提 出 書 類 ◆

- ・市有財産使用許可申請書 1部 (①～⑤を添付)
 - ①団体の定款または規約
 - ②活動内容のわかる書類（事業報告書等）
 - ③団体の前年度決算書と本年度予算書
 - ④団体の役員名簿と組織に関する事項
 - ⑤その他市長が必要と認める書類
 - ・団体コーナー使用団体緊急連絡先等報告書 2部

◆そ の 他◆

- ・書類等の審査後、必要に応じ、市が設ける審議会の意見に基づき使用許可を決定します。
 - ・なお、嚮陽会館複合交流施設整備事業に伴い、令和10年度の団体コーナー使用については、未定です。



問合・申請先 鮫江市市民生活部市民民主役推進課 0778-53-2214（直通）

※入居団体の募集とは、市民活動団体に事務所等として占有スペースを貸し出する制度です。